

内閣府令第七十号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四十九条第一項、第百四条の四第七項、第百十四条の六及び第百十四条の七の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十六日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 藤村 修

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

第六条の四中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を削る。

第六条の六中「次に掲げるとおり」を「パーキング・チケットにパーキング・チケットの発給を受けた時刻及び前条第一項各号に掲げる事項を自動的に印字し、直ちにこれを発給する機能」に改め、各号を削る。

第十七条第二項第八号、第十八条の二の二第三項、第二十一条第二項第三号、第二十九条第三項及び第三十条の九第三項中「免許用写真」を「申請用写真」に改める。

第三十条の九の次に次の五条を加える。

(運転経歴証明書の交付の申請の手続)

第三十条の十 法第四百四条の四第五項に規定する運転経歴証明書の交付の申請は、都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書交付申請書を提出して行うものとする。

2 前項の運転経歴証明書交付申請書には、都道府県公安委員会規則で定める場合を除き、申請用写真を添付しなければならない。

3 第一項の申請をしようとする者は、住民票の写しその他の住所、氏名及び生年月日を確認するに足りる書類を提示しなければならない。ただし、前条第一項の規定による免許の取消しの申請と日を同じくして第一項の申請をしようとする場合にあつては、当該書類を提示することを要しない。

(運転経歴証明書の記載事項等)

第三十条の十一 運転経歴証明書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 運転経歴証明書の番号
- 二 運転経歴証明書の交付を受けた者が法第四百四条の四第二項の規定により取り消された日において受けていた免許の年月日及び種類

三 運転経歴証明書の交付年月日

四 運転経歴証明書の交付を受けた者の住所、氏名及び生年月日

五 運転経歴証明書の交付を受けた者の法第百四条の四第二項の規定により取り消された日前五年間の自動車等の運転に関する経歴

2 運転経歴証明書の様式は、別記様式第十九の三の十のとおりとする。

3 運転経歴証明書には、当該運転経歴証明書を交付した公安委員会の名称及び公印の印影並びに当該運転経歴証明書の交付を受けた者の写真を表示するものとする。

4 運転経歴証明書に記載されている別表第二の二の上欄に掲げる略語は、それぞれ同表の下欄に掲げる意味を表すものとする。

(運転経歴証明書の記載事項の変更の届出)

第三十条の十二 運転経歴証明書の交付を受けた者は、前条第一項第四号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに住所を管轄する公安委員会(公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更したときは、変更した後の住所を管轄する公安委員会)に届け出て、運転経歴証明書に変更に係る事項の記載を受けな

ければならない。

2 前項の届出は、都道府県公安委員会規則で定める届出書を提出して行うものとする。

3 第一項の届出をしようとする者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示しなければならない。

一 住所を変更した者 住民票の写しその他の住所を確かめるに足りる書類

二 氏名を変更した者 住民票の写し（住民基本台帳法の適用を受けない者である場合にあつては、登録証明書等）

（運転経歴証明書の再交付の申請）

第三十条の十三 運転経歴証明書の交付を受けた者は、運転経歴証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その者の住所地を管轄する公安委員会に都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書再交付申請書を提出して運転経歴証明書の再交付を申請することができる。

2 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類及び写真を同項の運転経歴証明書再交付申請書に添付しなければならない。

一 当該申請に係る運転経歴証明書（当該運転経歴証明書を亡失し、又は滅失した場合にあつては、その事実を証するに足りる書類）

二 申請用写真

（運転経歴証明書の返納）

第三十条の十四 運転経歴証明書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、運転経歴証明書（第二号の場合にあつては、発見し、又は回復した運転経歴証明書）をその者の住所を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

一 免許を受けたとき。

二 運転経歴証明書の再交付を受けた後において亡失した運転経歴証明書を発見し、又は回復したとき。

別記様式第十九の三の九の次に次の一様式を加える。

別記様式第十九の三の十（第三十条の十一関係）

(表)

The diagram shows a rectangular form with a total width of 8.56 and a total height of 5.40. The form is divided into several sections:

- Top Section:** A horizontal bar containing '氏名' (Name) on the left and '年 月 日生' (Date of Birth) on the right.
- Second Section:** A horizontal bar containing '住所' (Address) on the left and '交付 年 月 日' (Issuance Date) on the right.
- Main Content Area:**
 - Centered text: 運転経歴証明書 (自動車等の運転はできません)
 - Right side: A large rectangular area labeled '写真' (Photo).
 - Bottom left: A table for license numbers. The header is '番号' (Number) and '第' (No.) followed by '号' (No.). The table has three rows: '二・小・原' (2nd, Small, Original), '他' (Other), and '二種' (2nd Type). Each row has columns for '年' (Year), '月' (Month), and '日' (Day). To the right of these columns is a grid for '種類' (Type) with 2 rows and 5 columns.
 - Bottom right: The text '公安委員会' (Public Safety Commission) followed by a square stamp icon labeled '印'.

Dimensions are indicated by arrows: 8.56 (total width), 5.40 (total height), and 7.96 (width of the main content area).

(裏)

7.56

4.39

備考

注意事項

- 1 運転経歴証明書は、申請により運転免許の取消しを受けた日前5年間の自動車等の運転に関する経歴について証明するものです。
- 2 住所等に変更が生じた場合には、速やかに住所地を管轄する公安委員会に届け出て、変更事項の記載を受けてください。

- 備考
- 1 表側は白色のプラスチック板を、裏側は薄茶色のプラスチック膜を用い、プラスチック板の裏面にプラスチック膜を貼り付けること。
 - 2 種類欄には、運転経歴証明書の交付を受けた者が取消しを受けた免許の種類を表す略号を、上欄左端から数えて、大型免許については1番目の項に、中型免許については2番目の項に、普通免許については3番目の項に、大型特殊免許については4番目の項に、大型二輪免許については5番目の項に、普通二輪免許については6番目の項に、小型特殊免許については7番目の項に、下欄左端から数えて、原付免許については1番目の項に、牽引免許については2番目の項に、大型第二種免許については3番目の項に、中型第二種免許については4番目の項に、普通第二種免許については5番目の項に、大型特殊第二種免許については6番目の項に、牽引第二種免許については7番目の項に、それぞれ記載すること。
 - 3 備考欄には、運転経歴証明書の記載事項の変更に係る事項その他必要な事項を記載すること。
 - 4 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第二の二（第三十条の十一関係）

略語	意
大型	大型自動車免許
中型	中型自動車免許
普通	普通自動車免許
大特	大型特殊自動車免許
大自二	大型自動二輪車免許
普自二	普通自動二輪車免許
小特	小型特殊自動車免許
原付	原動機付自転車免許
け引	牽引 ^{けん} 免許
大二	大型自動車第二種免許

味

中二	中型自動車第二種免許
普二	普通自動車第二種免許
大特二	大型特殊自動車第二種免許
け引二	牽引 ^{けん} 第二種免許
二・小・原	大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許

附 則

(施行期日)

- この府令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第六条の四及び第六条の六の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この府令の施行前に運転経歴証明書の交付を受けた者に対するこの府令による改正後の道路交通法施行規則(以下「新府令」という。)第三十条の十三の規定の適用については、同条第一項中「運転経歴証明

書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その者」とあるのは「その者」と、「できる。」とあるのは「できる。ただし、法第一百四条の四第二項の規定によりその者の免許が取り消された日から五年を経過している場合にあつては、その記載事項が判読できる運転経歴証明書をその者が所持しているときに限る。」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用される新府令第三十条の十三第一項の規定による運転経歴証明書の再交付を受けた者については、この府令の施行後に新たに運転経歴証明書の交付を受けた者とみなして新府令第三十条の十二から第三十条の十四までの規定を適用し、前項の規定は適用しない。

4 この府令の施行前に運転経歴証明書の交付を受けた者（前項に規定する再交付を受けた者を除く。）については、新府令第三十条の十二及び第三十条の十四（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。